収入

印紙

貼付

令和６年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会に係る会場設営・撤去業務委託契約書(案)

　令和６年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)との間に、令和６年度全国高等学校総合体育大会競技大会に係る会場設営・撤去業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(業務内容)

第１条　甲は、令和６年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会に係る会場設営・撤去業務

(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

２　乙は、甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って委託業務を行わなければならない。

(業務場所)

第２条　業務の場所は、次のとおりとする。

（１）SAGAサンライズパーク　SAGAアリーナ（佐賀市日の出２丁目１番10号）

（２）SAGAサンライズパーク　SAGAプラザ（佐賀市日の出１丁目21番15号）

（３）佐賀市立諸富文化会館（佐賀市諸富町大字富津52番地）

（４）吉野ヶ里町文化体育館（佐賀県神崎郡吉野ヶ里町石動2736番地）

(委託期間)

第３条　委託業務の委託期間(以下、「委託期間」という。)は、契約締結の日から令和6年９月６

日までとする。

(委託料)

第４条　委託業務の委託料(以下、「委託料」という。)は、金○○,○○○,○○○円(うち消費税

額及び地方消費税額は金○○○,○○○円)とする。

(契約保証金)

第５条　乙は、この契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を甲に納付しな

ければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第115条第３項第４号の規定により

免除する。」とする。）

（完了報告書の提出）

第６条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告

書」という。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から１０日以内にその内容を検査し、

合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示

に従い、これを補正しなければならない。前２項の規定は、本項の規定による補正につい

て準用する。

４　第２項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前

項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第７条　乙は、甲から前条第２項（同条第３項後段において準用する場合を含む。）の規定により

合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して

３０日以内に乙に委託料を支払うものとし、自己の責めに帰すべき理由により代金の支払

いを遅延した場合には、遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止

等に関する法律第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を遅延利息として

乙に支払うものとする。

(業務の実施)

第８条　乙は、業務を甲が定める仕様書及び甲の指示に基づき実施しなければならない。

(再委託の禁止)

第９条　乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この

限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第３者に譲渡し、又は引き受けてはならない。

(実地調査等)

第11条　甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、その他の必要な事項につ

いて報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）甲において解約の必要が生じたとき。

（３）乙が正当な理由なく、この契約の条項に違反したとき。

（４）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、

又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２

条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をも

って暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的

に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の

責めを負わないものとする。

（違約金）

第13条　前条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額

の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている

ときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものと

する。

３　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、自己の責めに帰すべき

理由により代金の支払いを遅延した場合には、遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政

府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じ

た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(事故の発生)

第14条　乙は、事故の発生、又はおそれがあるときは遅滞なく甲に報告する。

(賠償責任)

第15条　乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償

する責めを負うものとする。

(費用の負担)

第16条　この契約締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第17条　乙は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条　この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱

特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの保護）

第19条　乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合

は、別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第20条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項につ

いては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　佐賀市城内一丁目1番59号

令和６年度全国高等学校総合体育大会

佐賀県実行委員会　会長　甲斐　直美

乙